



広島
県央

商工会報

2023

8月号

広島県央商工会

TEL082-437-0180

FAX082-437-0250

https://skk.hh-kenoh.jp/

E-mail:kenoh@hint.or.jp

《伴走型小規模事業者支援推進事業》

経営発達支援計画 第2期(平成31年4月～令和6年3月)の5ヶ年計画の申請内容が、平成31年3月15日に承認されました。現在その計画(下記の4つのポイント)に基づいて、5年計画の5年目である令和5年度伴走型支援事業計画の申請書が採択されました。承認された内容について会員の皆様に会報等にてご案内致します。商品開発・販路開拓の支援をご希望される方は、商工会へご連絡ください。

経営発達支援計画

(1)交流人口増加の取り組み (2)ブランド商品開発の取り組み (3)観光メニュー開発の取り組み (4)豪雨災害に伴う復興支援事業

今年度目標

- ①個別コンサルティング事業・フォローアップおよび商品開発・プレゼンスキル事業者への個者支援事業
- ②セントラルマルシェブランド認証制度の運用、認定コンテンツモニター調査 ③需要動向調査 ④販路開拓個者支援
- ⑤Instagram 開設&レクチャー ⑥ホームページ「ひろしま県央発見王国」の改良・充実
- ⑦サイクリングクラブへの情報提供およびサイクリングマップの作成

広島県央商工会運営規約の一部改正について(手数料基準)

令和5年5月29日(月)に開催されました、第15回広島県央商工会通常総代会におきまして上程された、広島県央商工会運営規約の一部改正について承認されましたので、お知らせいたします。本件につきまして、ご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

改正内容：広島県央商工会運営規約第49条別表5の手数料徴収基準及び別表6の記帳利用料(MA-1)を改正

	業種	現行	令和6年度・令和7年度	令和8年度以降
MA-1 自計事業者への提供価格(税別・年額)	一般	15,000円	28,000円	38,000円
	建設業	20,000円	32,000円	

これまで自計を推進する立場から提供価格の半額で提供していましたが、この度「ネットde記帳」から「MA-1」に移行したことに伴い、県内全商工会統一価格で提供することとなった為の価格改定です。

	仕訳数	現行		令和6年度以降	
		個人	法人	個人	法人
記帳代行先についての手数料(税別・月額)	～1000	5,000円	6,000円	5,500円	6,500円
	～2000	7,000円	8,000円	7,500円	8,500円
	2000～	8,000円	9,000円	8,500円	9,500円

上記の手数料体系については、令和6年4月1日より適用いたします。

太陽光発電設備などの設置補助制度のご案内

○住宅向け太陽光発電設備の設置補助制度

東広島市内の自宅に新たに設置する太陽光発電設備の補助を開始します。

補助金額	補助率
最大5万円/kW	機器購入費・設置工事費等の補助対象経費の3分の1以内
※東広島市が定める人口減少地域は最大7万円/kW	



○事業者向け再エネ・省エネ設備の導入補助制度

東広島市内に事業所を置く事業者などを対象に、再生可能エネルギー設備と省エネルギー設備の補助を開始します。

※①～④の全てに対し、一部条件を満たした場合は、補助総額を1,000万円に引き上げます。

補助対象設備	補助金額	補助率
①太陽光発電設備	最大5万円/kW(上限100万円)	機器購入費・設置工事費等の補助対象経費の3分の1以内
②蓄電池	最大5万円/kW(上限100万円)	
③高効率空調設備	最大50万円	機器購入費・設置工事費等の補助対象経費の2分の1以内
④高効率照明設備(LED)		

※補助金申請は、必ず工事着工前に行ってください。

交付申請前に着工した場合、補助金は交付できません。

○お問合せ先

東広島市環境先進都市推進課 TEL:082-420-0928

商工会員親睦パークゴルフ大会

日時：令和5年9月24日(日) 8:30集合、9:00スタート(小雨決行)

場所：福富パークゴルフ場 東広島市福富町久芳 4286-1

(082-435-2717) 現地集合

参加対象：広島県央商工会員、家族及びその従業員

※参加対象は小学生以上となります。

参加費：1人 1,500円(ゲーム代、賞品他費用)

懇親会：福富パークゴルフ場ミーティングハウス

申込み：令和5年9月11日(月)までに電話またはFAXにて

申込みをお願い致します。

※天候により中止の場合は、7:30までにご連絡いたします。

TEL:082-437-0180 FAX:082-437-0250



小規模事業者持続化補助金

小規模事業者等が、自社の経営を見直し、自らが持続的な経営に向けた経営計画を作成した上で行う販路開拓や生産性向上の取り組みを支援する制度です。詳細は商工会までお問い合わせください。

※申請にあたっては、商工会が申請内容を確認したうえで発行する「事業支援計画書(様式4)」が必須となります。

(様式4)の発行についても以下の通り期限を定めていますので、お早めにお近くの商工会へご相談いただきますようお願いいたします。

◆申請書受付締切：令和5年9月7日(木)

◆(様式4)発行締切：令和5年8月31日(木)

アフターコロナ対応経営革新推進事業補助金

令和4年3月から令和5年9月の間に、新たに広島県の経営革新計画の承認を受け、新事業展開(デジタル化含む)などを図るための設備投資や人材育成、販路開拓などに意欲的に取り組む事業者を支援する制度です。

◆受付締切：第2回 令和5年9月29日(金) ※申請には経営革新計画の承認が必要です。お早めに広島県(経営革新課)へご相談ください。

労保連労働災害保険

～さまざまな労働災害のリスクに備える～

労保連労働災害保険とは、全国労保連が運営している国の労災保険に上乗せして補償する法定外補償保険です。

業務中のケガだけでなく、過労死やうつ病などの労働災害が増加しており、万が一の際に事業主が負担する賠償リスクも高額化の傾向にあります。

労働災害や国の補償を超えたりリスクをカバーし、委託事業場の福利厚生に寄与するために設けられたのが、労保連労働災害保険です。

労働保険事務組合に事務委託されている事業主様だけが契約できる保険ですので、ぜひご検討ください。

○労保連労働災害保険 6 つの特長

①労働基準監督署長の支給決定を受けた業務上災害・通勤災害について補償します。

※労災認定を受けた場合でも、補償されない労働災害もあります。

(例) 地震・津波・噴火による労働災害、じん肺や振動病等

職業性疾病による労働災害

職業性疾病のうち、脳・心臓疾患および精神障害を対象とする保険を選択することができます。

②労働災害による休業・障害・死亡を補償、ご契約パターンは9種類から選択できます。

③取扱事務組合の委託事業場であれば、審査なしで契約申込できます。

④労働者であれば正社員のほか、契約社員・パートタイマー・アルバイト等も補償されます。

⑤保険料は損金、必要経費に算入でき、一定要件により継続契約による割引があります。

⑥保険金は被災労働者の給付基礎日額を基に計算されます。

建設業の皆様にはさらに2つ！

⑦公共工事入札時の経営事項審査で15点加点されます。

⑧下請工事の労災事故を補償する「下請事業担保特約」があります。

○労保連労働災害保険の補償内容

①休業保険金（A型契約に限ります。）②障害保険金

③死亡保険金 ④死亡弔慰金

保険金は被災者の給付基礎日額（平均賃金）を基に支払われます。

○実際の保険金給付事例

例えば、休業補償の場合、国の労災保険からの補償は給付基礎日額の80%（特別支給金20%含）ですので、残りの20%を労保連労働災害保険の休業保険金でカバーします。

月給30万円の従業員が1か月休業した場合、国の労災保険から24万円・労保連労働災害保険から6万円の補償が受けられるということになります。

○お問合せ先

一般社団法人 全国労働保険事務組合連合会

〒102-0076 東京都千代田区五番町12-3 五番町YSビル

TEL:03-3234-1481 FAX:03-3234-8880

URL: <https://www.rouhoren.or.jp/ins/>

専門家に相談してみよう

商工会では、経営者の解決困難な課題に対し、中小企業診断士、社会保険労務士などの高度なスキルや知識を有した専門家を派遣し相談できる制度を設けております。

専門家の立場から、より具体的かつ実践的なアドバイスを受けることで、問題解決を図ることができます。相談料は**無料**ですので、是非、お気軽にご活用ください。

<相談例>

○新事業展開や新商品開発のポイントと手法

○経営革新計画などの中期経営計画策定支援

○資金調達や資金繰り手法のアドバイス

○就業規則や賃金・人事制度の見直し・策定支援

○労働・社会保険制度の内容と対応策

○知的財産問題（特許・実用新案・商標・意匠等）

○販路拡大支援、商談スキルアップ支援

○円滑な事業承継

○事業継続力強化計画の作成支援

○ITツールの導入・DX（デジタル・トランスフォーメーション）

○補助金等申請手続き支援

○その他経営に関すること全般



Instagram 活用セミナー

広島県央商工会では、県央地域の各事業者がSNSを活用し集客や売上向上に繋げていただけるよう、開設から運用開始までのサポートを行います。

日時：第1回 令和5年9月20日（水）18:00～19:00

第2回 令和5年9月28日（木）18:00～19:00

場所：第1回 広島県央商工会 2階講習会室

第2回 広島県央商工会 北部会館1階会議室

講師：ハーストーリープラス

定員：各会場10名

内容：売上向上に向けたInstagramの活用方法

参加費：無料

申込方法：別紙チラシに必要事項をご記入の上 TEL または FAX にてお申込みください。

インボイス制度対応の準備はお済みですか？

インボイス制度がスタートする令和5年10月1日に間に合わせたい事業者の皆様は、9月30日までに**適格請求書発行事業者の登録**が必要です！！

「登録しないとどうなるの？」

★適格請求書（インボイス）が発行できない

→取引先が仕入控除を受けることが出来なくなる

＝取引先が売上にかかる消費税を納税することになり
売上も減少してしまう（簡易課税事業者を除く）

今後の取引に支障をきたす恐れがある

★免税事業者は適格請求書（インボイス）の発行が

出来ないため今後の取引に支障をきたす恐れがある

→インボイス制度に登録する＝課税事業者になる

→消費税の納税が必要になる（2029年までは経過措置があります）

商工会では、税理士によるインボイス相談窓口を設けております。

相談のご希望の方は商工会までお問い合わせください。



マル経融資金利の改定について

マル経金利は、下記の通り改定されましたので通知いたします。

改定前 1.07%⇒改定後 1.09%

適用年月日：令和5年8月1日（火）

<夏期休館日のお知らせ>

夏期休館日は、8月14日（月）・15日（火）です。商工会に御用のある方は、事前の相談または休館日以降の相談となります。

次回会報発行予定 10月初旬

令和6年4月採用

広島県商工会職員募集

～あなたの力が、地域を支える。～

商工会では地域事業者の「伴走者」として、共に働く職員を募集します。経営に係る様々な相談（経営・事業計画策定・税務・金融・労務・販路開拓など）を通じて、地域を支える仕事に興味のある方の応募をお待ちしております。

応募期間：令和5年8月1日（火）～9月8日（金）

応募方法：当会ホームページを参照



あなたに、とことん

広島県商工会連合会

HIROSHIMA PREFECTURAL FEDERATION OF SOCIETIES OF COMMERCE AND INDUSTRY

詳しくは



広島県商工会連合会 採用

検索

TEL:082-247-0221